

東京都福祉のまちづくり推進計画（案）

1 推進計画の基本的考え方

（１） 計画の目的

**ユニバーサルデザインの考え方に立った福祉のまちづくりの推進
～すべての人が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるまちづくり～**

東京都では、平成７年に「東京都福祉のまちづくり条例」を制定し、建築物、道路、公園、公共交通、路外駐車場の一般都市施設について、新設または改修の際に整備基準に基づく整備を行うことにより、福祉のまちづくりを進めてきている。

福祉のまちづくりは条例に基づくこうした取組を進めていくとともに、ユニバーサルデザインの考え方に立ち、高齢者、障害者を含めたすべての人が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるまちづくりを目指すため、福祉のまちづくりに関係する広範な施策を総合的、計画的に推進するための計画を新たに策定する。

（２） 性 格

東京都福祉のまちづくり条例に基づき制定するもので、福祉のまちづくりを進める上での基本となる計画である。

（３） 計画の期間

５年間とする。

なお、社会環境の変化に対応するため、必要に応じ見直していく。

（４） 目標の設定

推進計画の策定にあたっては、施策の目標を定め、評価を行い、反映する仕組みつくっていく。

（別紙１参照）

（５） 他の計画との関係

福祉のまちづくりは、高齢者や障害者を対象としたバリアフリー化のための特別な施策としてとらえるのではなく、あらゆる施策の中に当然の視点として組み込んでいくことが重要であり、策定する推進計画については、福祉のまちづくりに関係する各施策の推進に向けて策定する他の計画と相互に連携していく必要がある。このため、東京都福祉のまちづくり推進本部幹事会の下に連絡会を設置し、相互連携を図る。（別紙１、２参照）

（６） 推進主体の役割

福祉のまちづくりを推進するには、行政、事業者、都民がそれぞれに果たす役割と責任を明確に認識し、主体的に行動し、互いに協働して一体的に進めていくことが重要である。

◎ 都の役割

- ・ 都は、区市町村、事業者、都民との参加と協力の下に、広域的な観点から福祉のまちづくりを一体的に推進していく役割を有する。
- ・ 福祉のまちづくりの地域における推進主体としての区市町村の役割を尊重し、区市町村による福祉のまちづくりの施策を支援する。
- ・ 都民、事業者がそれぞれの立場から福祉のまちづくりへの参加と協力を基本とする協働による取組を積極的に進めるよう、意識の醸成、情報の提供、技術的支援を行う。

◎ 区市町村の役割

- ・ 区市町村は住民に最も身近な自治体として、それぞれの地域特性に応じた福祉のまちづくりの取組を進める役割が求められる。
- ・ 地域の現状やニーズの把握に努め、住民の参加を得ながら福祉のまちづくりの施策を展開していくための体制整備が必要である。
- ・ 施設整備における生活者の視点の反映のほか、都民が自立した生活を送るためのサービスや地域の中で円滑に移動するための交通、移動支援システムなどの一体的な整備が必要である。

◎ 事業者の役割

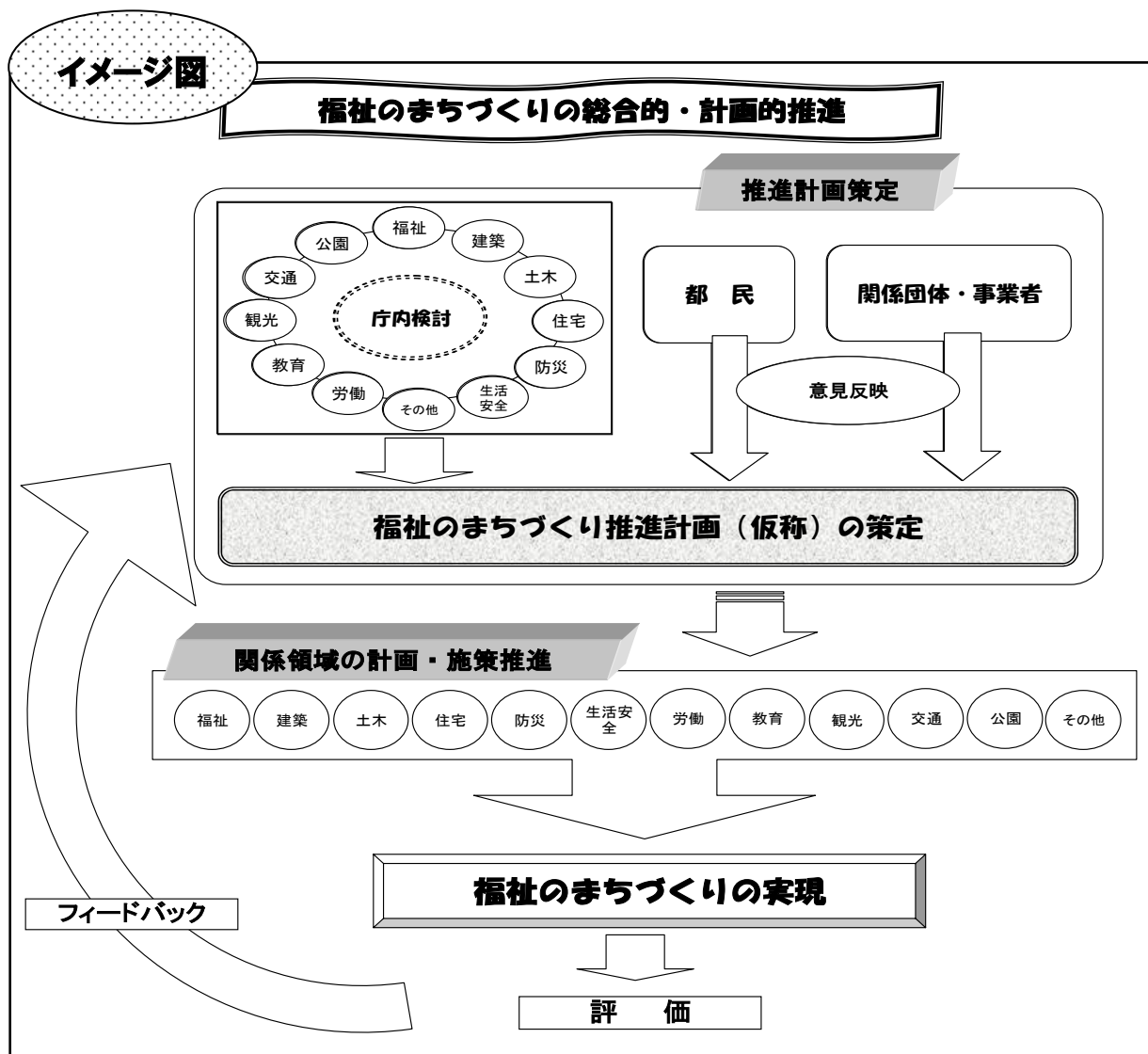
- ・ 事業者は、福祉のまちづくりを進める主体として、都や区市町村、都民と協働しながら福祉のまちづくりの関係法令等の趣旨を踏まえ、自ら取り組んでいく役割が求められる。
- ・ 福祉のまちづくりについて理解を深め、自身が所有・管理する施設や物品を円滑に利用できるような整備とサービスの向上に努める必要がある。
- ・ 施設を主に利用する都民の意見を聴き、改善を積み重ねていくよう努める必要がある。

◎ 都民及び地域社会の役割

- ・ 都民及び地域社会は都や区市町村、事業者と協働しながら福祉のまちづくりに関する様々な活動に参加するなどの役割が求められる。
- ・ 人々の多様性への理解を深めるとともに、地域社会全体が受容する姿勢を持つことが必要である。
- ・ 地域の住民や住民組織、NPO等が自主的に福祉のまちづくりの活動に加わることも都民及び地域社会の主体的な取組として求められる。

福祉のまちづくり推進計画の策定、実施、評価の手順

イメージ図



計画策定時

- ・各事業ごとに平成25年度末までの目標を設定する。
- ・推進計画素案のパブリックコメントを実施する。

計画期間中

- ・連絡会の設置により進行管理を行い、各年度ごとの事業実績について評価を実施する。

計画実施後

- ・計画期間終了後、推進協議会において評価を実施する。

2 推進計画の施策の展開（5つの柱）

「すべての人が、安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるまちづくり」の実現をめざして、ユニバーサルデザインの考え方に立った福祉のまちづくりを推進していくために、都は、以下の5つの基幹的施策のもとに、各施策を総合的、計画的に展開していく。

ユニバーサルデザインの考え方に立った福祉のまちづくりの推進
「すべての人が、安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるまちづくり」

1 生活者の視点に立ったバリアフリー化の推進

高齢者や障害者を含めたすべての人が施設の利用や移動を快適にできるよう整備を推進する。

【重点施策】 快適な移動を支える面的な整備

【重点施策】 身近な建築物の整備の推進

2 すべての人の生活への支援

急速に進む少子高齢社会に向け、住宅の整備や社会参加の推進など地域生活を支援する。

【重点施策】 住宅の整備

3 安全、安心に暮らせる地域社会の体制整備

地域の中で起こる事故を未然に防ぐ安全対策や災害対策等、安全安心に暮らせるまちづくりを推進する。

【重点施策】 災害への備え及び対応

4 東京の魅力を楽しめるまちづくりの推進

国内外からの観光客や外国人も快適なまち歩きができるよう、東京の魅力を楽しめるまちづくりを進めていく。

【重点施策】 わかりやすい情報の提供

5 基盤づくり

行政をはじめ福祉のまちづくりの担い手である事業者や都民及び地域社会への普及・啓発を進めていく。

【重点施策】 福祉のまちづくりの普及・啓発 など

福祉のまちづくり推進体制

福祉のまちづくりに対する都民・事業者・行政機関の意見の反映

